

令和3年度
教育委員会の事務の点検・評価報告書
(令和2年度事業分)



令和4年2月
伊佐市教育委員会

目 次

1	はじめに	・・・・・・・・	1
2	基本的な考え方	・・・・・・・・	2
3	点検及び評価の対象	・・・・・・・・	2
	(1) 教育委員の活動状況		
	(2) 施策及び事務事業		
4	点検及び評価の方法	・・・・・・・・	2 ～ 3
	(1) 教育委員会活動評価項目・外部評価		
	(2) 対象事業の評価項目、評価の視点・外部評価		
5	点検及び評価から公表までの流れ	・・・・・・・・	3
6	点検・評価の公表	・・・・・・・・	3
7	伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱	・・・・・・・・	4
8	委員名簿	・・・・・・・・	5
9	内部評価及び外部評価委員会の意見	・・・・・・・・	5 ～ 38
	(1) 教育委員の活動		
	I 教育委員の活動状況		
	II 教育委員会活動評価・外部評価委員評価		
	(2) 施策等（後期計画）		

1 はじめに

伊佐市教育委員会では、「伊佐のふるさと教育」の推進として「地域と学び、未来に生かす人づくり」、「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」という基本目標を掲げ、平成25年3月に「伊佐市教育振興基本計画（前期計画）」（以下「前期計画」という。）を策定し、着実な推進に努めてまいりました。

その推進にあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行について、点検及び評価を外部評価委員会において審議を行い、その結果を議会に報告し、公表してきたところで

昨年度は、これまでの前期計画や国・県の教育振興基本計画を参酌しながら、本市の教育課題を精選し、平成30年3月に策定（5年間計画）した「伊佐市教育振興基本計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）における2年度目の点検及び評価を行い、公表しました。

伊佐市教育委員会では、これまで以上に効果的な教育行政の推進と市民の皆さまへの説明責任を果たすため、後期計画実施3年目（令和2年度）の教育委員会における主な教育委員会の会議の点検、評価を実施し、報告書にまとめました。

教育委員会活動、施策等評価を行った対象事業について、外部評価委員会の意見・評価を受け、伊佐市教育委員会活動を進めてまいります。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 基本的な考え方

この点検及び評価を行うことにより、事務事業を主管する教育委員会が現状を把握・認識したうえで、その目的達成のために具体的な改善を図ることを基本とする。併せて、外部委員の評価、議会への報告、市民への公表等を通じて、行政に求められる説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進することを目的とする。

3 点検及び評価の対象

(1) 教育委員の活動状況

教育委員会の責任の所在や、委員の非常勤体制等から形骸化しているとの批判が高まるなかにおいて、教育委員の活動を広く市民に公開し、教育委員会の活性化を図る目的で、教育委員の活動状況を自己点検・評価する。

(2) 施策及び事務事業

第1次伊佐市総合振興計画を踏まえ策定した「伊佐市教育振興基本計画」のめざすべき姿の実現のため、9つの方向性に基づき、今後5年間集中して取り組む38施策について、5年間を通じた総括評価を行う。

4 点検及び評価の方法

(1) 教育委員会活動評価項目・外部評価

活動・事務	評価項目	評価の視点
教育委員会 の活動	教育委員会の会議の 運営・改善	●開催回数等 ●議案の審議状況 ●事務局との連携 ●運営上の工夫 ●市長部局との連携
	教育委員の研修	●研修回数等 ●研修の成果
	委員の活動状況	●教育委員会行事への参加 ●教育委員会以外の主催行事への参加
	教育振興基本計画	●進捗状況と検証

① 一次評価・・・教育委員会自己評価

② 外部評価・・・外部評価委員の意見（知見活用）

(2) 対象事業の評価項目、評価の視点・外部評価

評価項目	評価の視点
① 目的妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急性・必要性は高いか ● 施策目的達成の手段として適切か ● 公共が関与すべきものか
② 効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 経費節減の手法はないか
③ 公平性	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象や受益者負担の設定は適切か
④ 有効性	<ul style="list-style-type: none"> ● 成果が得られているか（目標達成度）
⑤ 進捗性	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画・目的どおりに進捗しているか

5 点検及び評価から公表までの流れ

月	作業	点検・評価の方針及び考え方
6月	教育委員会課長会	一次評価（教育委員会自己評価） 評価シート調整
1月	第1回外部評価委員会	外部評価委員の意見（知見活用）
2月	第2回外部評価委員会	外部評価報告書認定
2月	定例教育委員会	定例教育委員会への報告
	外部評価公表	議会への報告・ホームページ

6 点検・評価の公表

市民への説明責任を果たすため、本報告書を議会へ提出するとともに、ホームページへの掲載を行い、点検・評価結果の積極的公表を行う。

7 伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行についての点検及び評価を行うため、伊佐市教育委員会外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 伊佐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の事務の点検及び評価に関すること。
- (2) 教育委員会教育長及び委員の活動状況の点検及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成27年3月25日教委告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の第2条の規定は適用しない。

8 委員名簿

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し、学識経験を有する外部の方々に構成する伊佐市教育委員会外部評価委員会を設置している。

○ 委員名簿

職名	氏名	備考
委員	時任俊明	有識者
委員	永田明	有識者
委員	宮原景信	学校法人大口明光学園 中学校高等学校校長
委員	山下和弘	有識者
委員	武睦子	伊佐市民生委員児童委員協議会副会長

9 内部評価及び外部評価委員会の意見

(1) 教育委員の活動

I 教育委員の活動状況

① 教育長及び教育委員の選任状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育長は、教育行政に関し識見を有する人の中から、教育委員は、教育、学術、文化等に関して識見を有する人の中から、市長が議会の同意を得て任命している。

○ 教育委員会の構成

職名	氏名	任期	備考
教育長	森和範	令和元年12月12日 ～令和4年12月11日	4期
委員 (教育長職務代理者)	永野治	平成30年12月12日 ～令和4年12月11日	5期
委員	長野則夫	令和3年3月27日 ～令和7年3月26日	4期
委員	久保田悦子	令和3年12月12日 ～令和7年12月11日	3期
委員	長野吉泰	令和元年12月12日 ～令和5年12月11日	1期

② 教育委員会会議の開催状況

本市教育委員会の会議は、原則として毎月25日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催している。

会議では、教育行政に関する基本方針や市議会提出案件、規則、要綱の制定等重要な施策について審議を行っているほか、事務局から委員に対し、教育施策に関する各種報告、情報提供を行い、活発な議論が行われている。

なお、会議は原則として公開としている。

(令和2年4月～令和3年3月開催分)

会 議	開 催 数	傍 聴 者
定 例 会	12回 (月1回)	1人
臨 時 会	1 回	0人

③ 審議状況

ア) 付議案件数

議 案	29件
請 願	0 件
報 告	16件

イ) 会議に付された主な案件

・教育委員会条例制定又は改廃に関する事	5 件
・教育委員会規則・要綱等の制定又は改廃に関する事	14件
・教育委員会所管の予算に関する事	1 件
・教育委員会所管の一般会計補正予算について	9 件
・教科書の採択に関する事	1 件
・教育委員会教育長職務代理者の指名について	1 件
・職員及び学校職員の任命その他の人事及び研修の方針に関する事	1 件
・教育委員会事務局の課長並びに教育機関の長等を任命する事	1 件
・教育功労者の表彰その他重要な表彰に関する事	1 件
・附属機関の委員を任命し、又は委嘱する事	7 件
・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事	1 件
・財産の取得について	2 件
・市指定文化財の指定について	1 件
	計45件

ウ) 定例会・臨時会における主な審議内容（令和2年4月～令和3年3月）

第4回定例教育委員会（令和2年4月27日（月））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和2年3月25日～令和2年4月26日） 教育委員の活動報告：小学校入学式、伊佐さわやかあいさつ運動、始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会会計監査及び役員会、県子ども会育成連絡協議会会計監査、始良・伊佐地区各種研修会の対応等、スカラー株式会社マスク贈呈。</p> <p>報告第7号「伊佐市立大口中央中学校スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則の制定について」 報告第8号「伊佐市教育委員会事務局の課長等の任免について」 報告第9号「伊佐市教育支援委員会委員の委嘱について」 報告第10号「伊佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について」 報告第11号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第1号）について」 ※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第12号「伊佐市立小・中学校未来の教室基金条例の制定について」 ※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第5回定例教育委員会（令和2年5月28日（木））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和2年4月27日～令和2年5月27日） 教育委員の活動報告：県子ども会育成連絡協議会理事会の開催、始良・伊佐地区子ども会育成連絡協議会育成者・指導者研修会の中止、及び総会中止に伴う臨時会長会、始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会総会及び研修会 県民会議表彰選考委員会、学校臨時休業時の湯之尾小学校教職員の状況、同じく学校臨時休業時の昼食について、学校給食への感謝の報告</p> <p>報告第12号「伊佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について」 ※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第13号「伊佐市学校臨時休業対策費補助金交付要領の制定について」 議案第14号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）について」 議案第15号「伊佐市図書館協議会委員の委嘱について」 議案第16号「伊佐市社会教育委員等の委嘱について」 議案第17号「伊佐市文化会館運営審議会委員の委嘱について」 議案第18号「伊佐市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」 ※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第 6 回定例教育委員会（令和 2 年 6 月 24 日（水））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和 2 年 5 月 28 日～令和 2 年 6 月 23 日） 教育委員の活動報告：学校訪問（羽月小学校・本城小学校）、（曾木小学校・平出水小学校）、市明るい選挙推進協議会総会、伊佐錦のマスク寄附。</p> <p>○ 報告事項なし</p> <p>○ 提出議案なし</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第 7 回定例教育委員会（令和 2 年 7 月 21 日（火））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和 2 年 6 月 24 日～令和 2 年 7 月 20 日） 教育委員の活動報告：学校訪問（大口東小学校・湯之尾小学校）、（菱刈小学校・針持小学校）、山野地区大雨災害による家庭の被害状況、学校における夏休みの部活動と課題学習。</p> <p>報告第 13 号「令和 2 年度伊佐市一般会計補正予算（第 4 号）について」 ※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第 19 号「令和 3 年度に使用する教科用図書の採択について」 ※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第 8 回定例教育委員会（令和 2 年 8 月 25 日（水））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和 2 年 7 月 21 日～令和 2 年 8 月 24 日） 教育委員の活動報告：なし。</p> <p>報告第 14 号「令和 2 年度伊佐市一般会計補正予算（第 6 号）について」 ※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第 20 号「伊佐市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第 21 号「伊佐市立大口中央中学校スクールバス運行管理規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第 22 号「伊佐市教育委員会の事務の点検・評価報告書について」 ※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第9回定例教育委員会（令和2年9月25日（金））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和2年8月25日～令和2年9月24日） 教育委員の活動報告：秋の交通安全週間に係る街頭指導、伊佐市特別支援学校新設要望、大口中央中学校体育大会</p> <p>○ 報告事項なし</p> <p>議案第23号「令和2年度伊佐市社会教育関係功労者表彰の被表彰者の決定について」</p> <p>※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第10回定例教育委員会（令和2年10月27日（火））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和2年9月25日～令和2年10月26日） 教育委員の活動報告：小学校秋季大運動会、市教委学校訪問（南永小学校・菱刈中学校）、（田中小学校・山野小学校）、（本城幼稚園）、市研究協力校大口小学校研究公開、社会教育功労者・あいさつ標語・黄金の俳句表彰式、始良・伊佐地区子ども会大会・創作活動大会、県市町村教育委員会連絡協議会研修会及び講演会、南永小学校児童数減少の件、市カヌー競技長距離記録会、大口中央中学校定期演奏会。</p> <p>報告第15号「財産の取得について」</p> <p>※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第24号「伊佐市奨学生条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」</p> <p>※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第11回定例教育委員会（令和2年11月25日（水））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和2年10月27日～令和2年11月24日） 教育委員の活動報告：始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会研修会、市教委学校訪問（大口中央中学校）、適応指導教室ふれあい教室菱刈校）の現状、「大口小学校児童登下校時の横断歩道交通マナー」。</p> <p>報告第16号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）について」 ※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第25号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第9号）について」 議案第26号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」 ※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第12回定例教育委員会（令和2年12月25日（金））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和2年11月25日～令和2年12月24日） 教育委員の活動報告：伊佐市研究協力校山野小学校研究公開、海潮忌・文学フェスティバル、伊佐市研究協力校湯之尾小学校研究公開。</p> <p>報告第17号「伊佐市教育委員会教育長職務代理者の指名について」 報告第18号「伊佐市一般会計補正予算（第11号）について」 ※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第27号「伊佐市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」 ※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第 1 回定例教育委員会（令和 3 年 1 月 25 日（月））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和 2 年 12 月 25 日～令和 3 年 1 月 24 日） 教育委員の活動報告：なし。</p> <p>報告第 1 号「財産の取得について」 ※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第 1 号「伊佐市立小・中学校の情報通信技術環境整備基金条例の制定について」 議案第 2 号「伊佐市立小学校、中学校及び幼稚園における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」 議案第 3 号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第 4 号「組織機構改革に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令の制定について」 議案第 5 号「伊佐市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について」 議案第 6 号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 ※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第 2 回定例教育委員会（令和 3 年 2 月 25 日（木））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和 3 年 1 月 25 日～令和 3 年 2 月 24 日） 教育委員の活動報告：市研究協力校大口中央中学校研究公開、県地区対抗女子駅伝競走大会及び県下一周市郡対抗駅伝競走大会、土曜いきいき講座閉講式、大口東小校区クリーン作戦、総合教育会議、湯之尾小学校お茶のマイスター、羽月西小学校文部科学大臣表彰（学校安全）。</p> <p>報告第 2 号「専決処分（補正予算第 13 号）の報告について」 報告第 3 号「令和 2 年度伊佐市一般会計補正予算（第 14 号）について」 報告第 4 号「令和 3 年度伊佐市一般会計予算について」 ※ 審議のあと承認。</p> <p>議案第 7 号「伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 議案第 8 号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」 議案第 9 号「伊佐市指定文化財の指定について」 ※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第1回臨時教育委員会（令和3年3月7日（日））	
審議内容	<p>議案第10号「伊佐市立小学校・中学校校長及び教職員の人事について」</p> <p>※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

第3回定例教育委員会（令和3年3月25日（木））	
審議内容	<p>教育長諸般の報告（令和3年1月25日～令和3年2月24日）</p> <p>教育委員の活動報告：小学校卒業式、湯之尾小学校のお別れ遠足。</p> <p>○ 報告事項なし</p> <p>議案第11号「伊佐市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」</p> <p>議案第12号「押印見直しに伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則の制定について」</p> <p>議案第13号「伊佐市立学校給食センター衛生管理委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について」</p> <p>※ 審議のあと議決。</p> <p>○ 提出動議なし。</p>

④ 議事録の作成方法

要点の筆記及び録音方法により作成している。

また、上記③ウ)の審議内容については、市ホームページに議事録として公開している。

⑤ 学校訪問並びに学校行事等への参加状況（令和2年4月～令和3年3月）

月 日	学 校 等
4月6日	小学校・中学校入学式
4月13日	伊佐さわやかあいさつ運動（大口中央中学校・菱刈中学校）
5月20日	学校訪問（羽月小学校・本城小学校）
6月15日	学校訪問（曾木小学校・平出水小学校）
6月29日	学校訪問（大口東小学校・湯之尾小学校）
6月30日	学校訪問（菱刈小学校・針持小学校）
9月28日	学校訪問（南永小学校・菱刈中学校）
10月5日	学校訪問（田中小学校・山野小学校）
10月16日	市研究協力校大口小学校研究公開
10月19日	学校訪問（本城幼稚園）
11月9日	学校訪問（大口中央中学校）
11月27日	市研究協力校山野小学校研究公開
12月4日	市研究協力校湯之尾小学校研究公開
2月10日	市研究協力校大口中央中学校研究公開
3月24日	小学校卒業式

⑥ 教育委員の研修会への参加状況（令和2年3月～令和3年3月）

月 日	内 容 等
5月22日	始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会総会及び研修会
10月26日	県市町村教育委員会連絡協議会研修会・講演会
11月4日	始良・伊佐地区市町教育委員会連絡協議会研修会

⑦ その他の行事への参加状況（令和2年3月～令和3年3月）

月 日	内 容 等
4月1日	新年度あいさつ回り
10月17日	社会教育功労者・あいさつ標語・黄金の俳句表彰式
11月29日	海潮忌・文学フェスティバル
2月20日	土曜いきいき講座閉校式

II 教育委員会活動評価・外部評価委員評価

活動 事務	評価 項目	評価の視点	令和2年度事業に対する 内部評価（自己評価）	令和2年度事業に 対する外部評価（評 価委員の意見）
教 育 委 員 会 の 活 動	教 育 委 員 会 の 会 議 の 運 営 ・ 改 善	開催回数等	<p>定例会は毎月開催し、「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則」に基づいた会次第としている。</p> <p>臨時会は、教職員の人事異動案件の内申時に開催した。</p>	<p>会議の運営については、教育委員会と事務局各課の連携が取れ周知から審議・報告に至るまで、適正に運営されている。</p> <p>委員からの動議は出されていないが、会議の中で学校・児童・生徒に対する意見・要望等を集約され、学校運営に反映してほしい。</p> <p>また傍聴者が一人あったことは評価できるが、引き続き市民に広く周知されたい。</p>
		議案の審議 状況	<p>29件の議案及び16件の報告案件について意志決定をした。全ての案件で議決・承認となった。</p>	
		事務局との 連携	<p>緊急を要す補正予算など報告案件となるものがあつたが、各課に周知徹底することで、事前の議決案件として提案することが出来た。</p>	
		運営上の工夫	<p>会議の開催日については、市広報誌への掲載のほか、市ホームページにおいて開催日時等の周知を図った。</p> <p>令和2年度において傍聴者は1名（1回）であったことから、今後も市民への周知に努める必要がある。</p> <p>教育委員会議事録については、毎月市ホームページに公開している。</p>	

活動 事務	評価 項目	評価の視点	令和2年度事業に対する 内部評価（自己評価）	令和2年度事業に 対する外部評価（評 価委員の意見）
教育 委員 会 の 活 動	教育委員会の会議の運営・改善	市長部局との連携	<p>必要に応じて随時、教育長と市長が協議を行い、情報共有を行っている。学校訪問についても市長部局との日程調整を行い、市長が参加している。</p> <p>総合教育会議においては、「学校給食業務における民間活力の導入について」市長部局と情報共有を行い、民間委託のメリット・デメリットまた今後の検討課題等について協議を行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について、市全体における対策のなかで、消毒液の配布など子どもたちの予防対策や、スポーツ施設などの利用制限等について市一体となって対策を講じた。</p>	
	教育委員の研修	研修回数等	<p>新型コロナウイルス感染症の流行のため、多くの研修行事が中止となった。</p> <p>この中で開催された県、地区の連絡協議会では、学力向上対策、特別支援教育の推進等についての説明や、県の小中学校における学力に関する講演などの研修を受けた。</p>	<p>コロナ禍で研修会が減少している中、一人1台端末の導入など教育の情報化に関する研修があったことは評価できる。</p> <p>今後もICT教育に関する情報収集を行い、伊佐市に合ったICT教育の推進をお願いしたい。</p>
研修の成果	<p>県内市町村における小中学校のパソコン等教育の情報化に係る現状、今後の整備計画等について学ぶことができた。</p>			

活動事務	評価項目	評価の視点	令和2年度事業に対する内部評価（自己評価）	令和2年度事業に対する外部評価（評価委員の意見）
教育委員会の活動	委員の活動状況	教育委員会行事への参加	<p>各小中学校、幼稚園を訪問し、状況確認、適切な指導・助言を行っている。</p> <p>また、伊佐さわやかあいさつ運動など生涯学習分野等に係る行事にも参加している。</p>	<p>さまざまな職務経験をもつ教育委員の高い見識が、学校訪問のほか、生涯学習関係の行事等の教育委員会活動に反映されている。</p> <p>各小中学校、幼稚園訪問以外の活動にも、積極的に参加されており評価できる。</p> <p>今後も地域・学校それぞれの視点で教育活動の推進に結びつけてほしい。</p>
		教育委員会以外の主催行事への参加	<p>教育委員として立場だけではなく、地域の行事などに参加しており、また、市各種役員（市男女共同参画推進協議会委員、市地域福祉計画推進委員会委員、市明るい選挙推進協議会委員、市総合振興計画審議会委員、市社会福祉協議会理事）の職務など、多角的な見識が、教育委員会活動に反映されている。</p>	
	教育振興基本計画	進捗状況と検証	【参照】 (2) 施策等	

(2) 施策等（後期計画）

① 評価を行った教育振興基本計画の後期計画事業
教育大綱と基本目標（めざすべき姿）及び基本計画（施策）体系図

教育大綱（平成27年度～平成29年度、平成30年度～令和4年度）

基本目標

10年間を通じてめざすべき教育の姿（平成25年度～令和4年度）

「伊佐のふるさと教育」の推進

- (1) 地域と学び、未来に生かす人づくり
- (2) 伊佐らしい活力ある教育、文化の創造

伊佐市教育の基本方針

- (1) 時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育
- (2) 社会の変化に柔軟に対応する教育
- (3) 学校・家庭・地域・企業・各種団体等の相互連携・協力
- (4) 人・地域が活性化する交流の促進
- (5) 人権同和教育の推進

基本計画		今後5年間に集中して取り組む施策（平成30年度～令和4年度）						
1	2	3	4	5	6	7	8	9
<p>性・確かな学力を育む学校教育の充実</p> <p>生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む</p>	<p>者にたくましい山坂達者な青少年の育成</p> <p>次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成</p>	<p>文化芸術活動の振興</p> <p>互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興</p>	<p>郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用</p> <p>郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用</p>	<p>スポーツ活動の推進</p> <p>心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進</p>	<p>安全安心な学校給食の提供</p> <p>安全安心な学校給食の提供</p>	<p>教育環境の整備推進</p> <p>教育環境の整備推進</p>	<p>人権同和教育の推進</p> <p>人権同和教育の推進</p>	<p>功九かごしま国体及び南部九州高校総体の成功</p> <p>功九かごしま国体及び南部九州高校総体の成功</p>
<p>(1) 確かな学力の定着</p> <p>(2) 生徒指導の充実</p> <p>(3) 情報教育の推進</p> <p>(4) 特別支援教育の推進</p> <p>(5) 幼保小中高連携の推進</p> <p>(6) 開かれた学校の推進（コミュニティスクール）</p> <p>(7) 極小規模校の教育充実</p> <p>(8) 学校運営の充実</p>	<p>(1) たくましい気力や体力を培う学校</p> <p>(2) 青少年の体験学習・異年齢集団活動の推進</p> <p>(3) 家庭の教育力向上</p> <p>(4) 読書活動の推進</p> <p>(5) 学校保健及び安全の推進</p> <p>(6) 「伊佐さわやかあいさつ運動」の推進</p>	<p>(1) 生涯学習機会の充実</p> <p>(2) 文化芸術活動の充実</p> <p>(3) 地域コミュニティとの連携と社会教育団体の支援</p> <p>(4) 市立図書館の活用推進</p>	<p>(1) 文化財の保存と活用</p> <p>(2) 郷土民俗芸能の継承</p> <p>(3) 歴史資料館の整備と活用</p> <p>(4) 郷土に対する関心や理解の深化</p> <p>(5) 海音寺潮五郎記念事業の実施</p>	<p>(1) 青少年スポーツの推進</p> <p>(2) 地域スポーツ活動の推進</p> <p>(3) コミュニティスポーツクラブの育成支援</p> <p>(4) 競技スポーツの推進</p> <p>(5) リバースポーツの推進</p>	<p>(1) 学校給食センターの円滑な運営</p> <p>(2) 食育の推進</p> <p>(3) 地産地消の推進</p>	<p>(1) 学校施設の安全対策と教育環境の整備</p> <p>(2) 社会教育・体育施設の安全対策と環境の整備</p> <p>(3) 魅力ある高校づくりの支援</p>	<p>(1) 人権問題への正しい認識と理解</p> <p>(2) 人権同和教育の充実</p>	<p>(1) 燃ゆる感動かごしま国体カヌースプリント大会の成功</p> <p>(2) 令和元年度全国高等学校総合体育大会カヌー一競技大会の成功</p>

② 評価を行った対象事業

No.	教育振興基本計画（後期）に掲げる施策	事務事業	担当課
1	確かな学力の定着	・指導主事等校内研修派遣事業 ・土曜いきいき講座	学校教育課
2	情報教育の推進	・情報教育	学校教育課
3	学校保健及び安全の推進	・学校保健会参画事業	学校教育課
4	生涯学習機会の充実	・公民館講座運営事業	社会教育課
5	文化財の保存と活用	・文化財保存・活用事業	社会教育課
6	青少年スポーツの推進	・青少年活動の支援と指導者育成 ・各小学校スポーツ教室	文化スポーツ課
7	学校給食センターの円滑な運営	・学校給食事業	学校給食センター
8	魅力ある高校づくりの支援	・中高連携推進事業	総務課
9	人権問題への正しい認識と理解	・人権同和教育研修会事業	社会教育課
10	燃ゆる感動かごしま国体カヌースプリント大会の成功	・燃ゆる感動かごしま国体（カヌースプリント大会）	文化スポーツ課

1-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		確かな学力の定着	
教育振興基本計画に基づく方向性		生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.24 学校教育の充実	
目的	児童生徒の発達や学びの連続性を踏まえ、9年間を見据えた小中一貫教育の推進し、「確かな学力」の定着を目指す。		
事業	指導主事等校内研修派遣事業 土曜いきいき講座	担当課	学校教育課
目的 達成 の 手 段	<p>【事業内容】 「確かな学力」の定着を目指し、「教師の授業力」向上に向けて、指導・支援体制を整え、学校訪問及び研修等を通して、年間を通じて学力向上に対する意識の啓発を図る。 小・中学生対象の学習講座（土曜いきいき講座や長期休業中の学力向上対策等）で地域人材の活用を図る。</p>		
	事業費 コスト	指定研究公開の資料等の作成に係る経費等 指定校1校毎に50,000円 小・中学生対象の学習講座 2,146千円	
	目標 (指標)	・全国学力・学習状況調査における目標値（県平均との比較） 平成29年度 小学校 △6 中学校 △12 ↓ 令和4年度 小学校 +6以上 中学校 +3以上	
	反省・効果	中学校区ごとの小中一貫教育推進委員会で小中学校の指導の方向性を揃えることで、発達段階と教科の系統性を踏まえた指導を行うことができた。 学力向上対策担当者会では、事例発表や研究協議を行い、「教師の授業力」向上に向けて、各学校での取組や課題の共有を図った。また、他校の成果が見られる実践例を各校が持ち帰り、今後の参考にしてもらおうなど、伊佐市全体で学力向上に対する意識を高めた。 令和3年度の土曜いきいき講座に、小学生47名・中学生30名の児童生徒が参加している。 全国学力・学習状況調査 令和2年度 小学校 国語 +0.7 算数 +1.9 平均 +1.3 中学校 国語 △7.2 数学 △20.8 平均 △14.0 小学校では、平成29年度よりも学力が向上している。授業改善の研修や演習問題等を繰り返し行うことで、効果が出ている。 中学校では、数学が△20.8と県平均から大きく下回っている。年間を通して演習問題に取り組んでいるが、基礎基本の定着が図られていないことで結果につながっていない。	

1-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	本市の児童生徒の学力向上については、喫緊の課題である。教師の授業力向上に向けた学校研修体制の更なる充実を図ることが必要である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	2	
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価 B	平均点数 3.85
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	<p>学力向上については、本市の継続した重点課題である。学校の校内研修や研究公開等の充実で、少しずつ指導力が向上してきている。また、小・中学生対象の学習講座も年々受講者が増えてきている。特に、小学校中学年の英語クラブへの参加者は20名を超えるなど、地域からの関心も高い。</p>				

1-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>学力向上は喫緊の課題であるが、中学校の特に数学が県平均から大きく下回っていることはゆゆしき問題である。小学校の算数は平均を上回っていることから、9年間を見据えた小中一貫教育のメリットを最大限に活かして、教師の授業力の向上にさらに取り組んでいただきたい。</p> <p>また全国学力・学習状況調査については、児童生徒の入れ替わりもあり、一喜一憂すべきものではないが、中学校の結果の原因として把握されている基礎基本の定着に早急に取り組んでいただきたい。</p>
-----------	---

2-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		情報教育の推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.24 学校教育の充実	
目的	<p>学校が情報教育を展開したり、業務を効率化したりして指導の充実につなげるICT環境の整備を進めるとともに、児童生徒にこれからの社会を生きるために必要となる情報活用能力を育成することを目指す。</p>		
事業	情報教育	担当課	学校教育課
目的達成の手段	<p>【事業内容】 学校の教育環境の充実を図るため、児童生徒の情報活用能力を育成することができるよう電子黒板などの大型提示装置や大容量の通信ネットワーク、指導者用端末や児童生徒用1人1台タブレット端末などを整備するとともに、情報モラルや情報セキュリティ教育の指導の在り方を整理し研修を実施することで、児童生徒に必要な情報活用能力を育成する。</p>		
	事業費コスト	端末（1人1台：小） 75,499,478円 電子黒板 14,179,000円 端末（1人1台：中） 37,805,735円 ルーター 3,500,000円 指導者用端末 13,860,000円 周辺機器 976,800円 ネットワーク 82,270,980円 備品購入費 144,844円	
	目標（指標）	(1) 授業充実に資する電子黒板や指導者用端末、大容量通信ネットワークの構築を整備する。また、児童生徒に1人1台のタブレット型ノートパソコンを整備し、個別最適化された学びを展開できるようにする。 (2) 児童生徒の情報モラル、情報セキュリティ教育の充実を図るため、カリキュラムの整理及び指導内容に係る研修の充実を図る。 (3) 児童生徒の情報活用能力育成に向け、教職員の指導力を高める研修を意図的・計画的に実施する。	
	反省・効果	<p>GIGAスクール構想の実施を受け、大容量通信ネットワークの構築や小学校1年生から中学校3年生までに1人1台のタブレット型ノートパソコンを整備した。合わせて、指導者用端末とデジタル教科書、電子黒板など教師の指導充実に資するICT機器の充実を図ったことで学校の教育環境が整ってきている。</p> <p>児童生徒が義務教育9年間で情報モラル、情報セキュリティの知識・技能と望ましい態度を身に付けることができるようになるため、義務教育9年間における教育課程編成の参考となる系統表を作成し、学校に提供した。現在各校で、教育課程の確認と計画作成の準備が進められている。</p> <p>整備された諸機器やデジタルドリルの使用方法、授業での活用の在り方、管理の方法、セキュリティポリシーなど年間を通して研修を実施する予定である。令和2年度は、管理職や利活用担当者への研修を実施した。</p> <p>環境整備から学校における利活用と適正な管理へ市の課題が移りつつあり、学校の指導充実に資する支援スタッフの確保が課題と言える。</p>	

2-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)			判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民（学校）生活にかかわる緊急の事業である		5	GIGAスクール構想の実施により情報活用能力育成に関わる新たな教育の仕組への対応が迫られたことで、緊急に通信環境ネットワーク整備や児童生徒用1人1台端末、その外の関連機器の整備した。今後の学校教育の実施には必要不可欠である。
		4	緊急ではないが、必要性がある			
		3	概ね必要性や緊急性がある			
		2	必要性や緊急性が低い			
		1	必要性や緊急性がない			
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である		5	これまで学校に大容量通信ネットワークや1人1台端末がなかった。環境と諸機器の整備することは、これらの児童生徒に情報活用能力を育成するために必要不可欠であると考えられる。
		4	政策達成に貢献しており妥当である			
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である			
		2	有効ではないがほぼ妥当である			
		1	有効でなく妥当でない			
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない		5	設置者（市教育委員会）が国・県の指導を仰ぎながら、推進すべき施策である。
		4	市が実施することが望ましい			
		3	一部民間で実施可能である			
		2	民間で実施可能である			
		1	民営化、民間実施すべきである			
効率性	経費削減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)		5	GIGAスクール構想初年度の実施を想定して整備した環境や端末は、将来的には導入コスト等の削減を模索する必要がある。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある			
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない			
		2	経費削減の余地がある			
		1	経費削減が十分可能である			
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である（対象変更や負担の見直しは不可能）		4	学校内における環境以外の家庭持ち帰り時の通信費の家庭負担を検討しており、妥当である。
		4	概ね設定は適切である			
		3	対象や負担の見直しが可能である			
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である			
		1	対象や負担の見直しを要する			
有効性	成果が得られているか（目標達成度）	5	目標を達成し、十分な成果が得られている		5	学校の機器環境は整備でき、児童生徒の情報活用能力育成のための環境を整備できた。
		4	目標を達成している			
		3	概ね目標を達成している			
		2	目標を若干下回っている			
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い			
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している		3	概ね計画・目的通りできている。整備された環境を一層活用するための新たに各校で活用計画作成や研修などの充実が必要である。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している			
		3	一部滞りが見られるが進捗している			
		2	計画・目的どおり進捗していない			
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である			

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
学校においては、整備された通信環境や児童生徒の1人1台端末の授業での活用の在り方について模索が始まっている。小学校においては多くの学校で、デジタルドリルや協働学習ソフトなどを積極的に使う場面が増えてきている。今後、適切に児童生徒の生きる力を身に付ける活用方法について研究と研修の充実が必要である。					
				A	4.57

2-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>児童生徒への一人1台のタブレット配置をはじめ、ICT機器の充実が図られたことは大いに評価できる。今後の情報活用能力を向上させるべく、ICTの活用・工夫を加速させ、キャリア教育へもつなげていきたい。今後は、機器を活用して授業を行う教職員によって学校間格差が生じないように取り組んでほしい。また、コロナ禍にあって、通信環境の有無による格差が生じないようにしてほしい。</p>
-----------	--

3-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		学校保健及び安全の推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		次代を担う、心身ともにたくましい山坂 達者な青少年の育成	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.24 学校教育の充実	
目的	学校での保健活動の充実に向けた支援体制を整え、学校や児童生徒の課題解決に向けて、学校、家庭、地域及び関係機関等との連携を図り、保健指導の充実を目指す。		
事業	学校保健会参画事業	担当課	学校教育課
目的達成の手段	【事業内容】 児童生徒が生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を送るために必要な資質や能力を培うことができるよう、学校教育活動全体を通じて、健康教育・安全教育の取り組みを推進するとともに、関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、警察等）と連携を図る。		
	事業費コスト	地域人材活用講師謝金 106,422 円 伊佐市学校保健会負担金 100,000 円	
	目標（指標）	(1) 保健指導（性に関する指導、薬物乱用防止教育、食に関する指導等）の実践と研修の充実 (2) 全学校における年2回以上の学校保健委員会の実施と学校保健会の充実 (3) 伊佐市学校保健会への参画と伊佐市学校保健研究大会への指導助言 (4) 危険を予測し、回避する力を培う安全指導の充実 (5) 日常点検の充実を通じた環境整備と職員の危機管理意識の向上	
	反省・効果	小・中学校それぞれで講師として薬剤師を招聘するなど薬物乱用教室を工夫して実施している。また、食に関する指導充実のため、全ての学校が栄養教諭を招聘するなどしている。その他の性に関する指導や学校保健委員会の開催など保健指導に関する取組も年間指導計画に位置付け計画的に実施されている。各指導場面の一層の充実を図っていきたい。 伊佐市学校保健研究大会の実施は、新型コロナウイルス感染症対策として、見送られたが、健康ポスター・標語募集と作品展示は実施し、健康意識の向上に資する取組は実施できた。 児童生徒の危険予測力や回避の力を育てるため交通安全教室や不審者対応訓練が実施されている。特に、交通安全教室では警察や地域の青パト隊の協力を得るなど、充実した取組が見られ、今後も継続的に実施したい。 学校管理下の事故の未然防止に向け、日常の安全点検と、年度当初の校区安全マップ作成に伴う校区点検を実施している。また、道路や水路の管理者と学校代表者が一堂に会し、市交通事故・水難事故防止対策連絡会を実施し、危険箇所情報の共有や対策を検討し、環境整備の充実を進めることができた。	

3-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民（学校）生活にかかわる緊急の事業である	5	新型コロナウイルス感染症感染予防に資する児童生徒の保健指導の充実と通学路を始め学校管理下における安全指導の充実、命を守る指導であり、必要性が高い事業である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	5	本事業の推進に当たっては、関係機関との連携が必要不可欠なものである。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	4	設置者（市教育委員会）の責務であると考えられる。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	関係機関との連携強化が事業の成否を成すものである。運営に関しては適時見直しを図り削減できる部分は実施済みである。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	児童生徒のみならず保護者や関係機関を対象に情報提供、学習することに意義を見出している。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	関係機関との連携充実に図られ、児童生徒の健康生活に向けての学習機会は十分確保されている。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画通りに進捗しているが、児童生徒の健康と安全に係る幅広い課題の解決に向けて、今後も関係機関との連携を深めたい。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5～4点	総合評価 A	平均点数 4.29
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	<p>学校においては、保健指導及び安全指導の充実に向けた関係機関との連携体制の充実を図っている。特に昨年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、学校医等との連携を図りながら、感染予防策の充実を図ってきた。その外、通学路点検等の事業については学校と関係機関で計画的・継続的な取組が実施され、児童生徒の命に関わる事故は近年発生していない。</p> <p>学校によってはむし歯の治療率が向上しないなどの課題もあるが、今後も啓発活動や保健指導及び安全指導の充実を図りつつ、改善に向け家庭との連携を深めていきたい。</p>				

3-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>保健指導及び安全指導は関係機関と連携を図り、結果として児童生徒の命に関わる事故が発生していないことは評価できる。</p> <p>むし歯の治療率が、学校間でかなりの差があるとのことなので、家庭との連携はもちろんだが、校長会や養護教諭等による指導体制および保健指導をさらに充実していただきたい。</p> <p>また児童生徒の安全確保のために、不審者対策としての防犯カメラ等の設置を検討してほしい。</p>
-----------	---

4-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		生涯学習機会の充実	
教育振興基本計画に基づく方向性		互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.27 生涯学習や文化芸術の振興	
目的	<p>市民一人一人が、生涯にわたり学習を続けることにより、豊かな生活を送ることを目的に学習の場を提供する。</p> <p>また、「人づくり・地域づくり」を推進し、校区コミュニティの自主的な活動を促す。</p>		
事業	公民館講座運営事業	担当課	社会教育課
目的達成の手段	<p>【事業内容】 生涯学習を兼ねた公民館講座の実施。各校区に社会教育推進員を設置し、社会教育事業業務（青少年健全育成、公民館講座実施、校区コミュニティ協議会との連携）を委託。</p>		
	事業費コスト	<p>講師謝金（ふれあい講座、高齢者学級、自主講座） 662,000円</p> <p>中央公民館太鼓修繕 300,000円</p> <p>社会教育事業業務委託（13校区） 9,902,000円</p>	
	目標（指標）	<p>(1) 18歳以上の市民を対象にふれあい講座受講生を募集し、受講生の能力と資質の向上を図る。</p> <p>(2) 校区公民館において自主講座や高齢者・女性学級を実施し、市民にあらゆる場所での学習の機会を提供する。</p>	
	反省・効果	<p>(1) 令和2年度のふれあい講座は新型コロナウイルスの影響により、7月にミニ講座として23講座（定員305名）を募集した。214名の申し込みがあったが、キャンセルにより最終的に168人が受講した。また、ふれあい講座から発展したふれあいサークルは29団体255名が活動したが、年度末に計画していた発表会は中止し、展示のみ実施した。</p> <p>(2) 各校区公民館における講座・学級では13校区延べ8,000人が参加した。ソーシャルディスタンスの配慮のため定員を減らした講座は、指導も行いやすかったなどの長所もあった。各講座で感染拡大予防を行いながら実施し、地域住民の生きがいづくり・交流の場の提供としての効果があった。</p>	

4-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	教育基本法及び社会教育法で定められており、市民に学習の機会を提供し、多様な需要に対応する必要がある。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	ふれあい講座や公民館講座を学習の場として楽しみにしている市民も多く、元気に活動されている。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	法で定められた国及び地方公共団体の任務の遂行であるため。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	関係機関との連携や事業の実施に必要な経費であるため削減できない。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	ふれあい講座受講者は受講料を負担する。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	新型コロナウイルスの影響により、実施できない講座や定員を減らした講座があったが、目標を達成している。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	一時中止としたが、ミニ講座として実施し、概ね計画・目的どおりである。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	生涯学習の機会の充実のため、市が主催するふれあい講座、各校区で実施する公民館講座を実施。また、各校区に社会教育推進員を設置し、社会教育事業業務を委託することで、公民館講座だけでなく、青少年活動や地域学校協働活動など地域との連携強化も図られている。今後も多様な需要に対応する学習機会を設定する必要がある。				

4-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>ふれあい講座などの各種講座が、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、実施方法を変えるなど工夫しながら開催され、学習機会を提供できている。</p> <p>また各校区の社会教育推進員の配置で、校区における青少年健全育成の取組が充実してきていることは評価できる。</p> <p>今後も生涯学習の機会や工夫の継続をお願いしたい。</p>
-----------	---

5-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		文化財の保存と活用	
教育振興基本計画に基づく方向性		郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.26 歴史・伝統文化の継承と活用	
目的	文化財の適正な保存・活用を行い、児童生徒による郷土学習としての伝承活動・学びの場の充実を図る		
事業	文化財保存・活用事業	担当課	社会教育課
目的 達成 の 手段	【事業内容】 国県市指定文化財の適正な保存管理 郷土資料館専門指導員による児童生徒及び来館者への説明 郷土民俗芸能保存活動の支援		
	事業費 コスト	郷土資料館指導員賃金・手当 2名 2,045,528円 文化財説明版作成・除草作業等委託費 510,235円 国指定文化財管理事業補助金 504,900円(郡山・祁答院) 指定文化財修繕補助金 158,700円(郡山・祁答院) 菱刈氏歴代の墓陥没箇所修繕 196,900円 郷土芸能保存会運営補助金 187,830円	
	目標 (指標)	国・県・市指定文化財の適正な保存管理を行うとともに、ふるさとの歴史や文化を学ぶ場として歴史(郷土)資料館の運営と利用促進を図る。	
	反省・効果	大口歴史民俗鉄道記念資料館と菱刈郷土資料館に、それぞれ専門指導員を1名配置し、資料館の説明及び案内と郷土の歴史関係の問い合わせ等の対応を行っているが、新型コロナウイルス感染対策において、県外からの利用者等の制限を実施したことなどから来館者が減少し、ふるさとの歴史や文化を学ぶ場としての郷土資料館の利用促進活動の働きかけも出来なかった。 今後は、新型コロナウイルス感染対策を適切に行いながら、安全な施設運営を継続し、利用者数の増加を目指したい。 指定文化財関係の事業では、国指定文化財管理事業、大住古墳群等除草作業委託費等で、市内指定文化財の適切な維持管理を行うことが出来た。 また、コロナ禍で活動停滞している郷土芸能保存活動を、今年度は郷土芸能の祭典の実施を含め、郷土芸能活動の支援に努めたい。	

5-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	市内指定文化財の維持管理のためには必要である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	本事業の推進にあたっては、関係機関との連携が必要不可欠なものである。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	市教育委員会の責務であると考えられる。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	文化財の維持管理等のために必要不可欠なものを予算化している。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	文化財の所有・管理者と協議をしながら、適切な負担をお願いしている。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	文化財維持管理の目標は達成されているが、文化財の周知活用については検討が必要である。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画通りに進捗しており、今後も関係機関との連携を深めながら対処したい。修繕等については、緊急性を有するものから順次対処する。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
指定文化財の適正な維持管理は行われているが、ふるさとの歴史や文化を学ぶ場として歴史(郷土)資料館の適切な運営を継続し、コロナ過での郷土学習としての伝承活動・学びの場として利用拡大を図るため、更なる広報活動の工夫が必要である。					

5-3 外部評価

外部評価委員の意見	文化財の維持管理のため予算化し、文化財の所有・管理者と協議しながら適切な負担を設定されているところは評価できる。 大口・菱川両郷土資料館の利活用計画を策定し、資料館を利用した郷土学習を積極的に進めてほしい。 継承が難しくなっている郷土芸能については保存団体への支援をお願いしたい。
-----------	--

6-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		青少年スポーツの推進	
教育振興基本計画に基づく方向性		心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.28 スポーツの推進	
目的	スポーツ少年団等を中心としたスポーツ推進に加え、幅広く青少年スポーツ活動を推進する。		
事業	青少年活動の支援と指導者育成 各小学校スポーツ教室	担当課	文化スポーツ課
目的 達成 の 手 段	【事業内容】 1 スポーツ少年団の活動支援と指導者・母集団研修による指導者等の養成を図る。 2 スポーツ教室（カヌー・水泳教室）等を実施し、安全知識と体力の向上を図る。 3 ふれあい駅伝競走大会、菱刈剣道大会を実施し、基礎体力や競技力向上を図る。		
	事業費 コスト	1 市スポーツ少年団育成補助金 288,000円 各スポーツ競技大会出場補助金 40,000円 ※新型コロナの影響により、実績1件（うち少年団1件 選手1人+引率1人 計40,000円） 2 事業費なし 3 予算執行なし（新型コロナの影響により、事業中止。）	
	目標 (指標)	少子化に伴うスポーツ少年団や部活動部員の活動縮小に対応するため、スポーツクラブも含め、広く青少年スポーツ活動を支援していく。	
	反省・効果	新型コロナウイルス感染症のため、「夏休み子ども水泳教室」をはじめ、「ふれあい駅伝競走大会」、「菱刈剣道大会」は中止となったが、「カヌー体験教室及び着衣水泳体験」を市内11校で実施でき、青少年スポーツの推進に向けた事業が展開することができた。 現状として、児童生徒数の減少により、スポーツ少年団数や団員数が減少傾向ではあるが、小学校区を越えて合同練習が行われるなど、活動の環境は整っている状況にある。また、少年団以外でもクラブチーム等で活動している児童生徒もいることから、今後は、児童生徒の活動状況について調査を行うなど、アフターコロナを見据え、関係団体や学校等の連携を強化し、必要な支援を行うことで、青少年の心身の健全な育成と競技力向上を進めていく必要がある。	

6-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	青少年スポーツの推進はもとより、スポーツ全体の底辺拡大を図る必要がある。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	3	スポーツ少年団の育成支援や、市内小学生に対し、カヌーに親しんでもらいための取り組みができた。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	3	市並びに関係団体と連携しながらスポーツ普及していく必要がある。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	少子化や、団数減、部活動縮小等を考慮すると、必要最低限で財政支援することは、必須であると考えられる。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	5	青少年教育の趣旨から、将来を担う子どもたちが対象であり、設定は適切であると考えられる。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	3	新型コロナウイルスの影響で活動が難しい状況のなか、それぞれ工夫を凝らし運営を展開している。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	3	新型コロナウイルスの影響により、実施できない事業があった。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	新型コロナウイルスの影響により、多くのスポーツイベントが中止となるなか、当該青少年スポーツも例外ではなく、多くの活動を断念せざるを得なかった。ただ、「スポーツ少年団の活動支援」、「プールカヌー体験教室及び着衣水泳体験」を実施することができたことは評価できる。アフターコロナを見据え、関係団体と連携し、感染症対策に万全を期し、内容を精査することで、事業推進に繋げていきたい。				
				B	3.57

6-3 外部評価

外部評価委員の意見	新型コロナウイルスの感染拡大により、子どもたちの大きな目標である駅伝や剣道大会の中止は青少年のスポーツ意欲の低下や活動の停滞につながるものが懸念される。今後の少年団活動等、青少年のスポーツの推進について更なる取り組みを期待する。
-----------	--

7-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		学校給食センターの円滑な運営	
教育振興基本計画に基づく方向性		安全・安心な学校給食の提供	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.24 学校教育の充実	
目的	適切で厳正な衛生管理のもと、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供する。		
事業	学校給食事業	担当課	学校給食センター
目的達成の手段	【事業内容】 学校給食センターの円滑な運営を図り、学校給食法に基づいた給食を実施する。		
	事業費コスト	報酬 36,416千円 職員手当 4,169千円 需用費 26,080千円 委託費 4,013千円 役務費 1,603千円 備品購入費 1,441千円 ほか 歳出計 75,430千円	
	目標(指標)	(1) 給食センターの円滑な運営を心がけ、適正で厳正な衛生管理のもと、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供する。 (2) 安全運転で定時配送及び回収の実施 (3) 調理部門の一部委託化の検討	
	反省・効果	<p>児童生徒に安全・安心でバランスの取れた給食を提供できた。</p> <p>食物アレルギー対応に関しては確認方法の見直しを行い、名簿の確認を担当者だけでなく、毎日のミーティング時に全員で行うようにすることで、より確実な対応ができるようになった。</p> <p>運転手の欠員補充がスムーズにいかず定員割れの期間が生じてしまった。このような状況が今後も続けば安全・安心な給食の提供が難しくなることが考えられる。</p> <p>一部委託化を実施している、いちき串木野市立学校給食センターの視察を行った。具体的な話を聞くことができ検討を進めるにあたって参考になった。</p>	

7-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	学校給食は健康的な食習慣を身に付けるための「健康教育」の役割を持ち、食べることの大切さ、楽しさを学ぶために必要な事業である。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	栄養バランスのとれた給食を提供することにより、児童生徒の心身の健全な成長に資するものである。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	学校給食法で義務教育諸学校の設置者は、学校給食が実施されるように努めなければならないとされており、市の責務である。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	センターの稼働から10年が経過し調理機器や施設整備にかかる修繕費が増加している。人件費も今以上の削減はできない。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	5	対象は児童生徒であり変更はできない。保護者が負担する給食費は食材費のみであり適切である。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	児童生徒に安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供することができている。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	概ね計画・目的通りに進捗しているが、人員の確保に苦慮しており、高齢化も進んでいることから調理部門の民間委託について継続して検討を進める必要がある。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	学校給食を通して栄養のバランスをとり、児童生徒の心身の健全な発達に資すると共に、食育の実践として経験を積み「食」に関する知識を身に付けるために、適切で厳正な衛生管理を徹底して、安全・安心な給食を継続して提供したい。また、食物アレルギーを持つ児童生徒の対応が増えているが、命に係わる問題であり気を引き締めて対応したい。				
			A	4.42	

7-3 外部評価

外部評価委員の意見	児童生徒に安全・安心・バランスのとれた給食の提供が実施されており、食物アレルギーに対しての対応もできているところは評価できる。残食率の傾向と分析を行い食品ロスの取り組みにもつなげて頂きたい。 検討されている一部委託化については、現在確保できている安全・安心を脅かすことのない方法を検討されたい。
-----------	--

8-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		魅力ある高校づくりの支援	
教育振興基本計画に基づく方向性		教育環境の整備推進	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.24 学校教育の充実	
目的	市内3つの高校の実施する「魅力ある高校づくり」を支援し、高校の活性化を目指します。		
事業	中高連携推進事業	担当課	総務課
目的達成の手段	【事業内容】 魅力ある高校づくり補助金（通学費補助、原付通学準備補助、資格取得補助、学力向上推進事業）、高等学校生徒下宿等費用補助、大口高校を支援する大学進学奨励金、明光学園生徒確保事業補助金（バス通学費補助、寮費補助等）及び私立学校運営費補助金		
	事業費コスト	魅力ある高校づくり補助金 5,650,175 円 高等学校生徒下宿等費用補助金 270,000 円 大口高校を支援する大学進学奨励金 1,800,000 円 明光学園を支援する補助金等 9,377,600 円 計 17,097,775 円	
	目標（指標）	市内中学校から市内の高校へ進学した割合 現状値（平成29年度）63.7% ⇒ 目標値（令和4年）66.7%	
	反省・効果	年度 中学校卒業生徒数 市内高校入学者数 割合（%） 30 207 134 64.7% 元 224 126 56.3% 2 195 100 51.3% 広報紙「イサコー」の発行や市外の中学校に出向くなど市内3高校の宣伝を行った。魅力ある高校づくり補助金は、コロナ禍のため行事計画が中止、変更になったが、各高校がそれぞれ特色を活かした取り組みを行っているが、目標達成には大変厳しい現状である。市内の中学生だけを対象にするのではなく、市外の中学生の入学も視野に入れた高校支援策を検討する必要がある。	

8-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	5	身近な地域で高等教育を受けられるよう、市内の高校の存続のための取組みを行うことは、最も重要な課題であると捉えている。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	5	本事業の推進にあたっては、関係機関との連携が必要不可欠なものである。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	市及び市教育委員会の責務であると考ええる。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	4	事業効果の検証等を行いながら、効果の減少がないよう事業に取り組む必要がある。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	3	高校魅力化については学校が主体的に行うことではあるが、市を挙げて関係機関と連携を図り取り組むことに意義を見出している。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	2	特に大口高校については、生徒減少に歯止めがかからない状況であり、有効な事業を検討する必要がある。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	3	市内の高校に入学する生徒が減少している状況であり、今後も関係機関と連携を取りながら課題の解決を図りたい。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	<p>これまで様々な支援策を行ってきたが、市内の高校に入学する生徒は減少している。特に大口高校の減少が顕著であり早急な対策を検討することが必要である。令和4年度から新たな支援策を実施できるよう令和3年度に支援策の見直し検討を行うこととしている。</p>				
				B	3.86

8-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>事業内容、事業費が確保され支援策がとられていることは評価できる。</p> <p>また、3つの高校がそれぞれの特色を生かした活動で活性化を進めていることも評価したい。</p> <p>結果として、市内の中学生が市内の高校に進学する割合が目標を下回っていることは反省材料として更なる支援策を早急に検討すべきである。</p>
-----------	---

9-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		人権問題への正しい認識と理解	
教育振興基本計画に基づく方向性		人権同和教育の推進	
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.2 人々が尊重しあう地域社会の実現	
目的	<p>学校、家庭、地域において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図り、全ての教育活動の中で市民の人権尊重精神の高揚に努める。</p> <p>教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、社会教育における人権に関する学習と啓発活動の推進に努める。</p> <p>在住外国人への日本語教室を実施し、技能実習生の生活環境づくりの援助に努める。</p>		
事業	人権同和教育研修会事業	担当課	社会教育課
目的達成の手段	<p>【事業内容】</p> <p>人権同和教育研修会の実施</p> <p>在住外国人への日本語教室の実施</p> <p>集会所学習指導活動事業の実施</p>		
	事業費コスト	<p>人権同和教育研修会講師謝金 5,000円</p> <p>日本語教室講師謝金 78,000円</p> <p>集会所学習指導活動事業講師謝金 360,000円</p>	
	目標(指標)	<p>(1) 市内小中学校教職員及び行政関係職員並びに各種教育団体役員や一般市民を対象に研修会を実施する。</p> <p>(2) 在住外国人への日本語教室を実施し、識字や習慣などの講習を行い、外国人の生活援助に努める。</p>	
	反省・効果	<p>(1) 伊佐市人権同和研修会 新型コロナウイルスの影響により中止 今後、魅力ある講演内容の検討に加え、コロナ禍で大人数の参集を行わないオンライン等での開催方法を検討する必要がある。</p> <p>(2) 日本語教室 (8回 9月～12月) 参加者：16名(1事業所) 支援者：小学校教諭5名、中学校教諭2名、 高等学校教諭2名、ボランティア3名、 その他：食生活改善推進員、レクリエーション協会 事業所からの理解、支援も得られ、外国人技能実習生の援助は図られている。今後も関係機関の支援者の協力が必要である。</p>	

9-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	人権問題については今後も取り組み続けなければならない重要な課題であると捉えている。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	3	日本語教室について事業所からの理解も得られており妥当である。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	市教育委員会の責務であると考え る。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	5	講師謝金等の経費であり削減の余地はない。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	対象や受益者負担は特にな い。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	3	新型コロナウイルスの影響により研修会への参加者は減少したが、概ね目標は達成されている。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	関係機関の協力により事業自体は計画どおり実施した。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	<p>人権教育三者学習会、人権同和教育研修会、日本語教室、家庭教育人権講座、集会所学習支援事業、人権啓発標語募集などの実施について、地区人権同和教育協議会並びに小中学校の積極的な協力と人権文化センターとの連携により計画どおりに事業を実施している。今後、新たな人権問題に対応するため関係機関との連携の継続が必要である。</p>				

9-3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>地域・学校教育においても人権の取り組みは積極的に実施され、啓発されていると評価できる。市の人権同和教育研修会は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったが、関係機関・学校と連携して事業が実施されている。今後はオンラインでの開催なども検討しながら推進して欲しい。</p> <p>市内事業所における在住外国人技能実習生などに対する日本語教室の実施は評価できる。特に、コロナ禍で孤立しがちな在住外国人に対する支援は必要不可欠である。</p>
-----------	---

10-1 対象事業

教育振興基本計画に掲げる施策		燃ゆる感動かごしま国体カヌースプリント大会の成功		
教育振興基本計画に基づく方向性		かごしま国体及び南部九州高校総体の成功		
第1次伊佐市総合振興計画		施策No.28 スポーツの推進		
目的	「かごしま国体」の成功に向け、市民の総力を結集し、本市を訪れる全ての方々を「まごころのこもったおもてなし」でお迎えするとともに、真に豊かさを実感し、夢と希望を持ち心に残る大会を目指す。			
事業	燃ゆる感動かごしま国体 (カヌースプリント大会)	担当課	文化スポーツ課	
目的達成の手段	【事業内容】 「第75回国民体育大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年秋の開催を見送り、令和5年に「特別国民体育大会」として開催決定となったことから、調整をしながら、大会開催に向け円滑な準備業務に努めた。			
	事業費コスト	・燃ゆる感動かごしま国体伊佐市実行委員会 令和2年度負担金 5,558,000円 (内訳：県負担金3,703,000円、市負担金1,855,000円)		
	目標(指標)	・市民が夢と希望を持ち心に残る大会 ・スポーツの普及・振興を図る大会 ・簡素・効率化を図る大会		
	反省・効果	「燃ゆる感動かごしま国体(カヌースプリント競技)」を開催する予定で準備を行ってきたが、令和2年6月に新型コロナウイルス感染症の影響により3年後の令和5年に延期が決定した。これまで会場準備等の基盤整備を行い、競技実施に向けた取り組みができています。令和5年の開催に向け、新型コロナウイルス感染症対策や競技団体、先催県、後催県での研修に参加し、情報収集を重ね、来るべき大会に備えたい。		

10-2 内部評価（自己評価）

評価項目(評価の視点)		評価区分(指標)		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	5	市民生活にかかわる緊急の事業である	4	令和5年度開催に向け、準備に万全を期す必要がある。
		4	緊急ではないが、必要性がある		
		3	概ね必要性や緊急性がある		
		2	必要性や緊急性が低い		
		1	必要性や緊急性がない		
	施策目的達成の手段として適当か	5	きわめて有効な手段である	4	準備作業を再検討することで、大会への機運を高め、成功に繋げることができる。
		4	政策達成に貢献しており妥当である		
		3	概ね政策達成に貢献しており妥当である		
		2	有効ではないがほぼ妥当である		
		1	有効でなく妥当でない		
	公共関与すべきものか	5	市が実施しなければならない	5	県、県実行委員会において、当市が開催地として決定し、実施することになっている。
		4	市が実施することが望ましい		
		3	一部民間で実施可能である		
		2	民間で実施可能である		
		1	民営化、民間実施すべきである		
効率性	経費節減の手法はないか	5	削減できない(対象・活動量削減も不可)	3	必要最低限の予算を執行し、経費節減を行った。なお、これに伴う効果の減はない。
		4	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う恐れがある		
		3	対象・活動量の削減は可能であり、効果の減を伴う恐れはない		
		2	経費削減の余地がある		
		1	経費削減が十分可能である		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	5	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	4	当該年度においては、対象者や受益者負担はない。
		4	概ね設定は適切である		
		3	対象や負担の見直しが可能である		
		2	対象や負担の見直しの検討が必要である		
		1	対象や負担の見直しを要する		
有効性	成果が得られているか(目標達成度)	5	目標を達成し、十分な成果が得られている	4	令和2年開催の見送りに伴い、令和5年の開催が決定したが、業務の調整や再検討図りながら、目標を達成している。
		4	目標を達成している		
		3	概ね目標を達成している		
		2	目標を若干下回っている		
		1	目標を下回っておりかなり達成度は低い		
進捗性	計画・目的どおりに進捗しているか	5	計画・目的どおり進捗している	4	県実行委員会をはじめ、関係機関と連携しながら、計画・目的どおり進捗している。
		4	概ね計画・目的どおりに進捗している		
		3	一部滞りが見られるが進捗している		
		2	計画・目的どおり進捗していない		
		1	計画・目的どおり進捗せず見直しが必要である		

内部総合評価	A	かなりの成果を上げ、今後も維持できるよう努めるもの	5~4点	総合評価	平均点数
	B	一応の成果は上げているが、さらなる向上を目指すもの	3点		
	C	改善、若しくは早急の見直しが必要なもの	2点		
	D	当初の目的を達しない等、事業そのものが困難なもの	1点		
	第75回国民体育大会については、令和2年に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が見送られ、令和5年に開催決定となった。適時適切に業務処理し、来るべき大会開催に向け、円滑な準備作業を実施することができた。 今後は、アフターコロナを見据え、感染症対策に万全を期し、情報収集や業務内容を再検討し、大会成功に向け質を高め、充実させていきたい。				

10-3 外部評価

外部評価委員の意見	令和2年秋の開催を見据えた準備を進められてきたことは評価できる。 担当課も含め、市民の方々も令和5年までのモチベーションの維持が難しいことから、今後の取組が重要となる。 令和2年度に開催準備をした経験を活かして、大会成功に向け事業を推進して欲しい。
-----------	--